

令和 7 年度山形県循環型産業施設整備事業費補助金交付要綱

（目的及び交付）

第 1 条 知事は、循環型社会の形成を推進するため、事業者等が廃棄物の発生抑制又はリサイクルの推進に資する施設・設備の整備事業を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年 8 月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で事業者等に対し補助金を交付する。

（定義）

第 2 条 この要綱において「事業者等」とは、次の各号のいずれかに掲げる者をいう。

- (1) 県内に事業所を有する企業その他の事業者又はその団体
- (2) 地域における資源循環システム（地域における循環型社会の形成に資する廃棄物のリサイクルの推進その他の地域に存在する資源の有効活用を図る仕組みをいう。以下同じ。）の構築に取り組む団体で県内に事務所を有するもの

2 この要綱において「廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。

（補助対象事業等）

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、令和 7 年度において事業者等が行う別表第 1 の補助対象事業の欄に掲げるもので、令和 7 年度山形県循環型産業施設整備事業費補助金募集要領に基づき知事が採択した事業とし、補助金の額は、別表第 2 に掲げる補助対象経費の実支出額の合計額に別表第 1 の補助率の欄に掲げる補助率を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は同表の補助上限額の欄に掲げる金額のいずれか低い額以内とする。

（交付の申請）

第 4 条 規則第 5 条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第 1 号）の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第 1 号）
- (2) 経営状況表（様式第 2 号）
- (3) 収支予算書（様式第 3 号）
- (4) 支出予定明細表（様式第 4 号）
- (5) 定款又は寄附行為
- (6) 登記事項証明書又はこれらに準ずるもの（申請者が個人事業者である場合においては、住民票の抄本）
- (7) 申請者が現に行う業務の概要を記載したパンフレットその他参考となる資料
- (8) その他知事が必要と認める書類

- 2 事業者等は、補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第5条 知事は、補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、事業者等に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、前条第2項ただし書により交付の申請がなされたものについては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額について補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

（交付の条件）

第6条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助金の額の増を伴う変更
- (2) 別表第2の補助対象経費の各経費区分欄に掲げる経費ごとに3割を超える増減
- (3) 補助事業の目的及び内容の変更

- 2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（様式第5号）を提出しなければならない。
- 3 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を提出しなければならない。
- 4 規則第7条第1項第2号の規定により、知事の指示を受けようとするときは、事業遂行状況報告書（様式第7号）を提出しなければならない。

（状況報告）

第7条 規則第12条の規定による補助事業等状況報告書（規則別記様式第2号）の提出は、令和7年11月30日現在の状況を記載した事業実施状況調書（様式第8号）を添付して翌月15日までに行うものとする。

(実績報告)

第8条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書（規則別記様式第2号）の提出期限は、補助事業の完了した日（規則第7条第1項第1号の規定による廃止の承認を受けたときはその日）から20日を経過する日又は令和8年4月10日のいずれか早い日までとし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第9号）
- (2) 収支精算書（様式第3号）
- (3) 支出明細表（様式第4号）

2 第4条第2項ただし書により交付の申請をした事業者等は、補助事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書により交付の申請をした事業者等は、補助事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（様式第10号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の支払)

第9条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金の交付の決定の後に、概算払をすることがある。

2 事業者等は、概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第11号）に概算払を必要とする理由書及び資金計画書を添付して、知事に提出しなければならない。

(帳簿の備付等)

第10条 事業者等は、規則第21条に規定する収入支出書等の帳簿等について、補助事業完了の年度の翌年度から5年間（補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則第22条及びこの要綱の第13条第1項の規定により処分が制限されているもの（以下「処分制限財産」という。）に係るものについては、当該制限を受ける期間）保管しておかななければならない。

(財産の管理)

第11条 事業者等は、補助事業により取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産」という。）については、補助金の交付を受けて取得した等を見やすい場所に表示しなければならない。また、補助事業の完了後も、財産管理台帳（様式第12号）を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第12条 規則第22条第1項第2号の規定により知事が指定する財産は、取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具とし、同条ただし書の規定により知事が定める期間は、取得し、又は効用の増加した財産について、それぞれ減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。

- 2 規則第22条の規定により知事の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書（様式第13号）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の承認をする場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

(経過報告)

第13条 事業者等は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後3年間、毎会計年度終了後30日以内に補助事業に係る当該会計年度内の廃棄物の発生抑制又は使用済小型電子機器等の再資源化の事業の状況について、事業経過報告書（様式第14号）を知事に提出しなければならない。ただし、事業の効果を得られるまでに時間を要する等、事業の状況に応じて必要があると認められる場合は、報告の期間を5年間とする。

- 2 知事は、補助金交付の目的の達成のために必要な範囲内において、事業者等に対し前項の事業経過報告書に係る資料の提出を求め、又は職員に実地調査をさせることができる。

(成果の発表及び公表)

第14条 知事は、補助金を交付した事業の補助事業名、事業者等名、市町村名、補助金額等を公表できるものとする。また、必要に応じて、事業者等に補助事業の実績の発表を行わせることができるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年3月24日に施行し、令和7年度予算に係る補助金について適用する。

別表第 1

補助対象事業		補助率	補助上限額
事業区分	内容		
1 リサイクル施設・設備整備事業	(1) 産業廃棄物の発生抑制又はリサイクルの推進に資する施設・設備の整備事業 (2) 自らが行った 3 R の推進に寄与する研究・開発により実用化された技術を用いた廃棄物の発生抑制又はリサイクルの推進に資する施設・設備の整備事業 (3) 使用済小型電子機器等の再資源化の推進を目的とする施設・設備の整備事業	3 分の 1（ただし、「廃プラスチック類若しくは食品廃棄物に係る発生抑制、リサイクルの推進等に資する施設・設備整備」又は「NPO 法人等が行う地域における資源循環システムの立上げの際の施設・設備の整備」に係るものにあつては、2 分の 1）	10,000 千円（ただし、「廃プラスチック類の発生抑制、リサイクル（サーマルリサイクルを除く）の推進等に資する施設・設備の整備」に係る事業は 20,000 千円）
2 リサイクルポート立地支援施設・設備整備事業	前項に規定するリサイクル施設・設備整備事業に該当する事業であつて、酒田臨海工業団地又は鳥海南工業団地の区域内に立地する事業所に係るもの	2 分の 1	10,000 千円

- (注) 1 「廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
- 2 「3 R」とは、リデュース（廃棄物の発生抑制）、リユース（再使用）及びリサイクル（再生利用）をいう。
- 3 「研究・開発により実用化された技術」とは、公的助成を受けて実施された研究・開発又は特許権若しくは実用新案権により実用化された開発技術をいう。
- 4 「使用済小型電子機器等」及び「再資源化」とは、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）（以下「小型家電リサイクル法」という。）第2条第2項及び同条第3項に規定する当該用語の意義による。

別表第 2

補助対象経費	
経費区分	内容
建築物費	建築物の建造、改良等に要する経費（補助対象事業内容(3)に係るものに限る。）
構築物費	構築物の購入、建造、改良、据付け、修繕等に要する経費
機械装置・ 工具器具費	機械装置又は工具器具の購入、改良、据付け等に要する経費
委託費	設計委託や機械設置に伴う調査委託等に要する経費
その他の経費	その他知事が特に必要と認める経費

（注）次に掲げるものに該当する経費は、補助対象経費とはならない。

- （1）他から転用が可能と認められる機械装置等
- （2）補助事業終了後、容易に他への転用が可能と認められる機械装置等
- （3）中古品やリース等により導入を予定している機械装置等
- （4）その他補助事業の実施に関連性のない経費

様式第 1 号

事業計画書

事業名													
整備する施設・設備の名称													
取り扱う廃棄物													
事業者概要	事業者名(フリガナ)				代表者職名・氏名			所在地					
	創業・法人設立		資本金又は出資金		従業員数 (常用雇用者数)		業種		現在の主たる業務内容 (定款、会社案内等を添付すること。)				
	年 月 創業 年 月 法人設立												
	現有施設の概要					直近3か年の業績							
	①土地 ②建物 ③主要設備 ④その他					売上高 当期利益		年 月 期		年 月 期		年 月 期	
								千円 千円		千円 千円		千円 千円	
事業実施場所	名称		面積		所在地	(実施場所付近の見取図を添付すること。)							
事業費(予定)	補助対象経費		千円		補助対象外経費 (ある場合)		千円		総事業費		千円		
事業の日程 (工程表を添付のこと)	事業着手予定年月日				事業完了予定年月日				施設・設備の利用開始予定日				
	年 月 日				年 月 日				年 月 日				
＜事業の概要・目的＞													
【概要】 (対象事業全体のフローを添付すること。) (補助対象事業内容(3)の場合は、次の(1)～(7)について記載すること。) (1) 小型家電リサイクル法で定める認定の有無 (2) 使用済小型電子機器等の収集を行う区域 (3) 再資源化事業の内容(一連の工程図、直接回収の方法、使用済小型電子機器等の管理方法、使用済小型電子機器等の処分方法、個人情報漏えい防止のために講ずる措置、使用済小型電子機器等の再使用を行う場合の方法について記載した書面を添付すること。) ※「再資源化」を適正に実施し得る者に対する支援であるため、「再資源化」事業を他者に委託して行おうとする場合は、この補助金の対象とならないので留意すること。 (4) 使用済小型電子機器等の収集、運搬又は処分を行う者及びその者が行う収集、運搬又は処分の別 (5) 使用済小型電子機器等の収集又は運搬の用に供する施設 (6) 使用済小型電子機器等の処分の用に供する施設の所在地、構造及び設備(事業者名称、代表者氏名、事業者所在地、処理する品目、処理内容、処理能力、施設設置許可番号を記載した書面を添付すること。) (7) 再資源化事業において1年間に処理される見込みの数量 【目的】 (施設・設備を整備する目的やねらいについて記載すること。) 【施設・設備の概要】 (整備する施設・設備の名称、取得予定額、役割、選定理由等を記載し、見積書、図面、処理能力算定書等を添付すること。) 【施設・設備機器の稼働率】 (稼働率＝取り扱う廃棄物(使用済小型電子機器等含む。))の年間処理予定量÷施設・設備機器の年間処理能力)													

<発生抑制、再資源化等の効果>

【発生抑制、再資源化等の効果】※補助対象事業内容(1)、(2)の場合

(施設・設備整備前と整備後の発生抑制や再資源化等の効果について記載すること。)

(取り扱う廃棄物の種類、量、収集計画(保管場所、保管方法、収集費用等)と、施設・施設整備後に新たに発生する廃棄物等の種類、量、処理処分計画についても記載すること。)

(年間の廃棄物発生抑制等の目標について、下表に記載すること。)

廃棄物の種類	(a) 廃棄物 発生量・受入量	(b) 施設・設備 整備後 発生量	(c) 発生抑制量 ・再資源化量 (a)-(b)	(d) 発生抑制率 ・再資源化率 (c)/(a)×100	発生抑制量 ・再資源化量の 把握方法
	/年	/年	/年	%	
	/年	/年	/年	%	
	/年	/年	/年	%	

【再資源化の効果】※補助対象事業内容(3)の場合

(施設・設備整備前と整備後の再資源化の効果について記載すること。)

(取り扱う使用済小型電子機器等の種類、量、収集計画(保管場所、保管方法、収集費用等)と、施設・施設整備後に新たに発生する廃棄物や再資源化物の種類、量、処理処分計画についても記載すること。)

(年間の再資源化の目標について、下表に記載すること。)

使用済小型電子 機器等の種類	(a) 受入量	(b) 施設・設備 整備後 発生量	(c) 再資源化量 (a)-(b)	(d) 再資源化率 (c)/(a)×100	再資源化量の把握方法
パソコン	/年	/年	/年	%	
携帯電話	/年	/年	/年	%	
	/年	/年	/年	%	
その他	/年	/年	/年	%	
合計	/年	/年	/年		

<事業の安定性・継続性>

(原材料調達や再資源化物売却などの見込みについても記載すること。)

(施設・設備整備後の採算性がわかる年間収支計画を添付すること。)

(新たにプラスチック置換製品製造設備を整備する場合は、販売計画(販路、販売相手先、予定生産量等)について記載すること。)

<事業の優位性・波及効果>

(類似事業との比較などにより、技術面を含めて優れているポイントを記載すること。)

＜発生抑制等の効果の新規性・卓越性＞ ※補助対象事業内容(2)の場合 (既存・普及している施設・設備にはない廃棄物等の新たな利活用法等の新しい技術、既存・普及している施設・設備を超える発生抑制等の効果、より高くもたらされる事業の優位性・波及効果 について記載すること。) (公的助成による研究・開発の場合は、助成に係る申請書及び事業計画書、交付決定通知、実績報告書、額の確定通知等、助成を受けたこと、助成の対象となった研究・開発内容、研究・開発の結果(成果・実績)、助成事業が完了したこと等が分かる資料を添付すること。) (特許権若しくは実用新案権の出願若しくは取得に至る経緯の中で実施された研究・開発の場合は、研究・開発の内容、出願若しくは取得の時期、出願若しくは取得の内容等が分かる資料を添付すること。)
＜温室効果ガス排出量等の削減効果＞ 【温室効果ガスの排出削減量】 (廃棄物の発生抑制・リサイクルに伴って削減が見込まれる温室効果ガスの排出量について、事業フローの各段階で分析・評価を行うこと。) (設備の導入・運転(消費電力、燃料等)や対象とする廃棄物の処理方法(収集・運搬、焼却等)、廃棄物の発生抑制・リサイクルに伴う資源投入量等、事業によって増減する温室効果ガスの排出量は定性的な記載でも構わないが、必要に応じてLCA(ライフサイクルアセスメント)や3R原単位、CO2排出量計算シート等を活用し、根拠を持って記載すること。) 【温室効果ガス削減のための取組み】 (使用する電力を再生可能エネルギーに切り替える、太陽光発電パネルを設置する等、温室効果ガス排出量削減のための取組みについて記載すること)
＜3R推進・温室効果ガス排出量等削減以外の環境・安全面の配慮＞ (本事業の対象となる廃棄物等(使用済小型電子機器等含む。)の発生抑制・リサイクルや温室効果ガス排出量等削減の効果以外に、副次的に環境負荷の低減や安全面での効果などを記載すること。) ＜環境マネジメント等の取組状況＞(該当するものを○で囲むこと。) ①ISO14001 ②エコアクション21 ③自社環境管理規定
＜その他＞ (上記以外の事業の効果について、あれば記載すること。)
＜施設・設備設置に伴う廃棄物処理業許可、施設設置許可の取得状況及びその他の環境法令に係る届出状況＞ (申請者の許可証の写しを添付すること、又は取得手続きの経過・取得見込み時期を記載すること。)
＜実施場所の状況＞※補助対象事業の事業区分が「リサイクルポート立地支援施設・設備整備事業」の場合に記入 (工業団地等へ立地する(又は立地が確実に見込まれる)ことを証する土地所有者発行の書類を添付すること。)(すでに用地を取得又は賃借している場合は、用地の登記事項証明書又は賃貸借契約書を添付すること。)

様式第2号

経 営 状 況 表

(単位：円)

科目	期間 年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日
売 上 高 (A)			
経 常 利 益 (B)			
総 資 本 (C)			
自 己 資 本 (D)			
流 動 資 産 (E)			
流 動 負 債 (F)			
総資本経常利益率 (%) ($B \div C \times 100$)			
売上高経常利益 (%) ($B \div A \times 100$)			
自己資本比率 (%) ($D \div C \times 100$)			
流 動 比 率 (%) ($E \div F \times 100$)			

- (注) 1 過去3年分の決算報告書又は申告書(財務諸表)の写しを添付すること。
- 2 「総資本(C)」には「負債・純資産合計」を、「自己資本(D)」には「純資産合計」を記入すること。
- 3 率は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで記入すること。

様式第 3 号

収 支 予 算 (精 算) 書

1 収入関係

(単位：円)

区 分	金 額	調 達 先	備 考
自 己 資 金			
借 入 金			
県 補 助 金			
そ の 他			
合 計			

2 支出関係

(単位：円)

区 分	補助対象経費 支出(予定)額	補助金額	備 考
建 築 物 費		補 助 率 [分の 1]	
構 築 物 費			
機械装置・ 工具器具費			
委 託 費			
そ の 他			
合 計	(a)	(b)	

(注) 1 (b)欄の金額は、(a)欄の金額に補助率を乗じて得た額（千円未満切捨て）又は補助上限額のいずれか低い額以内とする。

2 申請又は報告に応じて不要な文字は削除すること。

様式第 4 号

支 出（予 定）明 細 表

(単位：円)

区 分	内 容	数量	単 価	金 額	備考
建 築 物 費					
構 築 物 費					
機械装置・ 工具器具費					
委 託 費					
そ の 他					
合 計					

(注) 申請又は報告に応じて不要な文字は削除すること。

令和 年 月 日

山形県知事 殿

補助事業者 所在地

名 称

代表者名

(担当者名：)

令和 7 年度山形県循環型産業施設整備事業（事業）
計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け循環第 号で補助金の交付決定の通知があった標記補助事業の実施について、別添のとおり計画を変更し、補助金 円の追加交付（減額承認）を受けたいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により承認されるよう、関係書類を添付して申請します。

- ※1 申請に応じて不要な文字は削除すること。
- ※2 次の書類を添付すること。
- ・変更の内容を示す書類（事業計画書、図面、見積書等）

様式第 5 号の別紙

計画変更の内容、理由及び補助対象経費の内訳

1 変更の内容

2 変更の理由

3 補助対象経費の内訳

(単位：円)

区 分	補助対象経費（金額）		備考
	変更前	変更後	
建 築 物 費			
構 築 物 費			
機械装置・ 工具器具費			
委 託 費			
そ の 他			
合 計			

令和 年 月 日

山形県知事 殿

補助事業者 所在地
名 称
代表者名
(担当者名 :)

令和 7 年度山形県循環型産業施設整備事業 (事業)
中止 (廃止) 承認申請書

令和 年 月 日付け循環第 号で補助金の交付決定の通知があった標記補助事業について、下記のとおり中止 (廃止) したいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第 7 条第 1 項第 1 号の規定により承認されるよう申請します。

記

1 中止 (廃止) の理由

2 中止 (廃止) の時期

(注) 申請に応じて不要な文字は削除すること。

補助事業者 所在地
名称
代表者名
(担当者名:)

- 1 予定の期間内に完了しない又は遂行が困難となった理由
- 2 遂行状況（計画に対する進捗率（出来高）、支出状況、完了予定年月日等）

事業実施状況調書

1 事業名

2 事業の経過

3 事業完了までの課題

4 計画に対する進捗率（出来高） %

5 補助対象経費の支出状況

区 分	内 容	支出済額（円）	支払年月日
合 計			

様式第 9 号

事 業 実 績 書

1 事業名

2 事業の内容

3 事業の実施経過

(注) 1 事業の開始から完了（中止又は廃止）までを詳細に記載すること。

2 事業の実施経過を示す写真及び支出に係る証拠書類（契約書、帳簿、伝票、領収書等）の写しを添付すること。

4 事業完了年月日

5 課題

6 事業の今後の見通し

令和 年 月 日

山形県知事 殿

補助事業者 所在地
名 称
代表者名
(担当者名 :)

令和7年度山形県循環型産業施設整備事業費補助金に係る
消費税等仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け循環第 号で交付決定の通知があった標記補助金について、令和7年度山形県循環型産業施設整備事業費補助金交付要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の確定額（山形県補助金等に適正化に関する規則第15条の規定による額の確定の通知を受けた額）
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した消費税等仕入控除税額
金 円
- 3 消費税額の申告により確定した消費税等仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円

（注）1 別紙として積算の内訳を添付すること。

2 課税事業者であっても、単純に補助金の10%相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額による減額等の対象額ではない。

令和 年 月 日

山形県知事 殿

補助事業者 所在地
名 称
代表者名

令和7年度山形県循環型産業施設整備事業費補助金（ 事業）
概算払請求書

令和 年 月 日付け循環第 号で交付決定の通知があった標記補助金について、下記のとおり概算払により交付されるよう請求します。

記

1 概算払請求額 金 円

既交付決定額 (A)	受領済額 (B)	今回請求額 (C)	残額 (A) - (B) - (C)	事業完了予定日
円	円	円	円	

2 概算払を必要とする理由
別添理由書及び資金計画書のとおり

3 振込先口座

金融機関名	
預金種別	普通・当座
口座番号	
口座名義	(フリガナ)

発行責任者及び担当者	
発行責任者	
職・氏名	(連絡先)
担当者	
職・氏名	(連絡先)

令和7年度山形県循環型産業施設整備事業（事業）

財 産 管 理 台 帳

財産名	規 格	数量	単 価 (円)	金 額 (円)	取 得 年月日	耐用 年数	整備又は 保管場所

- (注) 1 この台帳は、処分制限財産について記載する。
- 2 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。ただし、単価が異なる場合には、分割して記載すること。
- 3 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
- 4 耐用年数は、対象となる取得財産に該当する減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を記載すること。

山形県知事 殿

補助事業者 所在地
名称
代表者名
(担当者名：)

令和7年度山形県循環型産業施設整備事業（ 事業）
に係る事業経過報告書

標記補助事業完了後における（ 年度分）廃棄物の発生抑制（使用済小型電子機器等の再資源化）の事業の状況について、下記のとおり報告します。

記

1 廃棄物の発生抑制（使用済小型電子機器等の再資源化）の効果
《補助対象事業内容(1)、(2)の場合》

廃棄物の種類	(a) 廃棄物発生 量・受入量	(b) 施設・設備 整備後 発生量	(c) 発生抑制量 ・再資源化量 (a)－(b)	(d) 発生抑制率 ・再資源化率 (c)／(a)×100
				%
				%
				%

《補助対象事業内容(3)の場合》

使用済小型電子機器 等の種類	(a) 受入量	(b) 施設・設備 整備後 発生量	(c) 再資源化量 (a)－(b)	(d) 再資源化率 (c)／(a)×100
				%
				%
				%

2 事業の安定性

3 事業の優位性・波及効果等

4 発生抑制等の効果の新規性・卓越性
《補助対象事業内容(2)の場合》